

相談支援従事者研修(相談支援専門員)における実務要件

(H30.05.28)

業務の範囲	業務内容	実務経験年数
<p>① 相談支援の業務</p> <p>※日常生活の自立に関する相談に応じ、助言・指導等の支援を行う業務</p>	<p>＜平成18年10月1日において下記に掲げる事業に従事する者＞(平成18年9月30日までの間に従事した期間)</p> <p>一 障害児相談事業, 身体障害者相談支援事業, 知的障害者相談支援事業</p> <p>二 精神障害者地域生活支援センター</p> <p>＜施設等において相談支援の業務に従事する者＞</p> <p>一 障害児相談支援事業, 身体(知的)障害者相談支援事業</p> <p>二 児童相談所, 身体(知的)障害者更生相談所, 精神障害者地域生活支援センター, 福祉に関する事務所, 保健所, 市町村役場(福祉業務), 発達障害者支援センター, こども総合療育センター, 難病相談支援センター, ひきこもり地域支援センター</p> <p>三 障害者支援施設, 障害児入所施設, 老人福祉施設, 精神保健福祉センター, 救護施設, 更生施設, 介護老人保健施設, 基幹相談支援センター, 地域活動支援センター, 地域包括支援センター, 居宅介護支援事業所, 介護予防支援事業所, 運営適正化委員会, 旧法施設等(障害者更生施設, 障害者療護施設, 福祉ホーム, 障害者授産施設, 障害者社会復帰施設, 障害者デイサービスセンター, 知的障害児施設, 知的障害児通園施設, 盲ろうあ児施設, 肢体不自由児施設, 重症心身障害児施設)</p> <p>＜保健医療機関において相談支援の業務に従事する者＞</p> <p>四 保健医療機関に従事する者で, 次のいずれかに該当する者</p> <p>(1)社会福祉主事任用資格を有する者 (2)介護職員初任者研修(これまでの訪問介護員2級)以上に相当する研修を修了した者</p> <p>(3)国家資格等を有する者 (4)上記一から三に掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上である者</p> <p>＜就労に関する相談支援の業務に従事する者＞</p> <p>五 障害者職業センター, 障害者就業・生活支援センター, 障害者雇用支援センターにおける就労支援に関する相談支援の業務に従事する者, 障害者専門の支援部署が設置されている職業安定所の就労支援・定着支援等の担当者</p> <p>＜就学相談等の業務に従事する者＞</p> <p>六 特別支援学校における就学相談, 教育相談及び進路相談の業務に従事する者</p> <p>(特別支援学級の担任及び県知事が指定した学校の障害児者クラスの担任を含む): 鹿児島県のみ</p>	<p>通算して 3年以上</p> <p>通算して 5年以上</p>
<p>② 介護等の業務 (資格あり)</p>	<p>次のいずれかに該当する者(社会福祉主事任用資格者等)で, 下記③の介護等の業務に従事する者</p> <p>(1)社会福祉主事任用資格を有する者 (2)介護職員初任者研修(これまでの訪問介護員2級)以上に相当する研修を修了した者</p> <p>(3)保育士 (4)児童指導員任用資格者 (5)精神障害者社会復帰指導員任用資格者</p>	
<p>③ 介護等の業務</p> <p>※1 ※入浴・排せつ・食事等の介護, 介護に関する指導の業務 (資格なし)</p>	<p>＜施設及び医療機関等において介護等の業務に従事する者＞</p> <p>一 障害者支援施設, 障害児入所施設, 老人福祉施設, 介護老人保健施設, 病院又は診療所の療養病床, 旧法施設等(障害者更生施設, 障害者療護施設, 福祉ホーム, 障害者授産施設, 障害者社会復帰施設, 障害者デイサービスセンター, 知的障害児施設, 知的障害児通園施設, 盲ろうあ児施設, 肢体不自由児施設, 重症心身障害児施設)</p> <p>二 障害福祉サービス事業, 障害児通所支援事業, 老人居宅介護等事業, 旧法施設等(ケアホーム, 児童デイサービス)</p> <p>三 保険医療機関(病院, 診療所), 保険薬局, 訪問看護事業所</p>	<p>通算して 10年以上</p>

※1 「直接支援業務」の定義は、「日常生活における基本的な動作の指導, 知識技能の付与, 生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い, 並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務」が含まれる。

④ 国家資格者等	<p>※以下の国家資格等に基づく業務に通算して5年以上従事する者</p> <p>【国家資格】</p> <p>医師，歯科医師，薬剤師，保健師，助産師，看護師，准看護師，理学療法士，作業療法士，社会福祉士，介護福祉士，視能訓練士，義肢装具士，歯科衛生士，言語聴覚士，あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師，柔道整復師，栄養士（管理栄養士を含む） 精神保健福祉士</p>	①から③に従事した期間が通算して3年以上
----------	--	----------------------

※社会福祉主事任用資格者等の場合，社会福祉主事任用資格等の資格取得以前も含めて5年の経験があればよく，改めて5年間の実務経験が必要ということではない。（H18.8.24 主管課長会議資料）

※1年以上の実務経験とは，業務に従事した期間が1年以上であり，かつ，実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることを言うものとする。

○3年以上（540日以上） ○5年以上（900日以上） ○10年以上（1800日以上）（H25.2.22 厚生労働省相談支援関係Q&A）